

摂津市水道部告示 第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び摂津市水道事業会計規程（昭和58年摂津市水道企業規程第7号）第91条の規定に基づき、事後審査型制限付一般競争入札について次のとおり公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、「事後審査型制限付一般競争入札公告事項」による。

平成27年4月23日

摂津市長 森山 一正

1 入札に付する事項

- (1) 取扱番号 第13号
- (2) 工事名 庄屋一～二丁目、阪急正雀、千里丘東五丁目地内鉛給水管切替  
工事
- (3) 工事場所 摂津市庄屋一～二丁目、阪急正雀、千里丘東五丁目地内
- (4) 工期 平成27年5月22日から平成27年12月15日まで
- (5) 工事概要  
給水管切替工  $\phi 13 \sim \phi 40$  一式 294箇所
- (6) 予定価格 18,715,320円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
17,329,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まず）

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札に参加する資格は、平成25年度～平成28年度摂津市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 入札参加形態 単体
- (2) 工事の業種 土木一式工事  
本市入札参加資格者名簿に第1希望又は第2希望を「土木」で登録していること。
- (3) 本市登録名簿の換算数値 「土木」換算数値600点以上（Dランク以上）
- (4) 建設業許可 特定建設業又は一般建設業
- (5) 営業所所在地 摂津市内に建設業法に基づく本社（本店）を有すること。
- (6) 配置技術者 主任技術者を配置できること。
- (7) その他 摂津市指定給水装置工事事業者として登録していること。

### 3 入札の日程等

入札参加申請書交付期間 本公告日から

入札参加申請書ほか提出資料は、摂津市ホームページからダウンロードとすること。

#### (1) 設計図書等の購入

購入期日 平成 27 年 4 月 24 日（金）から平成 27 年 5 月 12 日（火）まで

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

設計図書等購入申込書 摂津市のホームページからダウンロードすること。

購入場所 (有) アメリカ堂 摂津市鳥飼中 2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

#### (2) 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書（様式第 10 号）を用いて FAX により送信すること。

FAX 06-6319-4435

質問受付日時 平成 27 年 5 月 1 日（金）正午まで

回答日時及び方法 質問があった場合、

平成 27 年 5 月 8 日（金）正午まで

摂津市ホームページ・水道部総務課窓口で閲覧

#### (3) 入札方法 郵便入札

入札書及び工事費内訳書は、摂津市ホームページからダウンロードとすること。

#### (4) 入札書送付先 〒 566-8799

摂津市東正雀 19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

（摂津市水道部総務課 行 にすること）

注意：配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。（ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出してください。）

#### (5) 配達指定日 平成 27 年 5 月 14 日（木）

（郵便入札の提出締切日は平成 27 年 5 月 12 日（火）です。）

#### (6) 入札（開札）日時 平成 27 年 5 月 18 日（月） 午前 11 時 00 分

#### (7) 入札（開札）場所 摂津市役所水道部別館 2 階小会議室（入札室）

- (8) 入札立会人 本公告日から平成27年5月14日(木)午後5時までに  
立会人申込書を水道部総務課にFAXにより送信すること。  
(受信順に2名を選任) FAX 06-6319-4435
- (9) 入札立会人選任通知日 平成27年5月15日(金)午前中  
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)
- (10) 入札結果の公表 水道部総務課の閲覧ファイル及び摂津市ホームページ  
に掲載する。

#### 4 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 必要(契約金額の10%以上)
- (3) 支払条件 前金払 有  
(契約金額の40%以内、10万円単位で、限度額は2億円とする。)

#### 5 入札の中止

入札参加申請者が3者に満たない場合は、入札を中止する。

#### 6 その他

- (1) 元請負人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 元請負人及び下請負人等は、契約の履行にあたって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告すること。
- (3) 下請負人等との契約締結にあたり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。

#### 7 問合せ先

摂津市水道部総務課

電話 06-6383-1525 (直通)  
072-638-0007 内線 (3813)  
FAX 06-6319-4435